

■平成 21 年 6 月 26 日付けで当協議会より厚生労働省 老健局 老人保健課へ下記の質問事項を送りましたところ、平成 21 年 7 月 13 日に回答がありました。が、平成 21 年 7 月 27 日に下記（赤字）のような追記解釈がありましたのでお知らせいたします。

通所リハビリテーションにおける質問内容

Q1	■短時間通所リハと通所介護は同日の算定は可能でしょうか？ また両サービスが同一施設内にあった場合、一度帰宅せずに継続して提供することは可能でしょうか？
A1	■短時間の通所リハと通所介護の同日算定は可能。必ずしも、いずれかのサービス終了後に利用者の自宅に送迎する必要はないが、通所リハ（若しくは通所介護）の基本サービス費に送迎に係る費用が包括されていることから、利用者に十分な説明を行った上で、送迎を伴わずに続いて利用する他事業所へ移動が行われることについて、同意を得ることが必要である。
Q2	■短時間通所リハを提供する場合、必ず送迎体制をとる要件はありますか？
A2	■送迎については、通所リハの基本サービス費に包括していることから、必要に応じ利用者の送迎が可能となるよう、体制を整備する必要がある。ただし、必ずしも利用者の自宅と事業所間の往復に限るものではない。
Q3	■通所リハ利用日に、通所リハ時間以外（前後）に外来を受診することは可能ですか？
A3	■通所サービスのサービス開始前後の外来受診は可能であるが、一律に機械的に通所サービスの前後に組み入れることは適切ではなく、当日の利用者の心身の状況に応じて行われるべきものである。
Q4	■認知症短期集中リハビリテーションを 3 ヶ月間実施し、終了後 3 ヶ月間は実施しない場合、6 ヶ月目で再度 3 ヶ月間算定することは可能ですか？
A4	■ <u>認知症短期集中リハビリテーションは、通所開始日から起算して 3 ヶ月以内に限り算定可能であることから、通所開始から 3 ヶ月以上経過した者については、算定不可である。ただし、入院等やむをえない事情によって利用終了した後、利用を再開した者であって、新たに認知症短期集中リハビリテーションの必要性が生じた場合については、</u> 前回算定日から 3 ヶ月経過していれば、算定可能である。

※Q4 については、結果的には通所リハを一度中止、終了しなければならないこととなります。この件に関しては、今後も再度見直しを要望していきます。

平成 21 年 7 月 27 日
全国老人デイ・ケア連絡協議会